



Finance (No. 2) Bill 2023 Highlights

2024 Budget

November 2023

KPMG in Malaysia



Table of Contents



01 Business Tax

- MITRS による情報・文書提出の義務化
- 11 カ月目の予定納税額見直し

02 RPGT

- Self-assessment（自己申告）システムの導入
- RPC（不動産主体会社）株式の処分

03 Stamp Duty

- 電子メールにより受信したマレーシア国外で執行された証書
- 外貨建てのローン契約、Shariah-compliant financing の印紙税
- 外資系企業および非マレーシア国民である個人による不動産所有権移転証書に対する印紙税

04 Personal Tax

- 所得控除の適用拡大
- 所得控除期間の延長

05 Capital Gains Tax

- あらゆる種類の capital assets の処分に対する課税
- キャピタルゲイン課税が信託団体に与える影響
- 見積税額申告義務の不適用

06 Global Minimum Tax

- DTT（国内トップアップ税）および MTT（多国籍トップアップ税）に関する規定の導入

07 e-Invoicing

- E-Invoicing の導入に関する法改正案

Business Tax



1 MITRS による情報・文書提出の義務化

MITRS (Malaysian Income Tax Reporting System) は税金計算書や財務情報を電子的に提出するために IRB が数年前に構築したオンライン・プラットフォームであり、納税者および Tax Agent がアクセス可能である。

現状

MITRS の使用は、2020 年 9 月 1 日から税務調査のカテゴリーに応じて段階的に導入されている。企業は MITRS を通じて必要な情報をアップロードするよう、IRB の調査官から書面で通知される。

提案

課税所得の確認を目的として、税務申告書の提出期限から 30 日以内に DGIR (内国歳入庁長官) が要求する情報や文書を提出することが義務付けられる。

違反した場合、RM200 から RM20,000 の罰金、または 6 か月以内の禁固刑もしくはその両方が科せられる。

メカニズム

2024 予算案アナウンスによれば、提出は MITRS を通じて行う。

適用日

賦課年度 2025 より

コメント

現状の税務申告書は包括的であり、MITRS により提出が求められる重要な情報や作業シートは既に申告書に含まれている。税金計算書、監査済財務諸表等は MITRS にアップロードすることが義務化されることから、作業の重複を避けるために、将来的には税務申告書が簡素化されると予想される。

2 11 カ月目の予定納税額見直し



現在、賦課年度の基準期間の 6 カ月目および 9 カ月目に予定納税額を見直すことが認められている。予定納税額が確定税額の 30% を超えて下回る場合は、ペナルティが科せられる。

今回、予定納税額を 11 カ月目にも追加的に見直すことを認める提案がなされている。これに伴い、IRB は 11 カ月目以降の更なる予定納税の修正は認めなくなると予想される。

なお、当初の予定納税額は、前年度の当初予定納税申告額、もしくは最終の予定納税申告額の 85% を下回ってはならないとされている。また、当年度の 11 カ月目の見直し

し期限と翌年度の当初予定納税額の申告期限は、同じタイミングとなる。そのため、11 カ月目に予定納税額を見直す場合、翌年度の当初予定納税申告額の下限值に影響することに注意しなければならない。

このように、翌年度の当初予定納税額を申告する前に、当年度の 11 カ月目の修正を行う必要があるか、慎重に検討する必要がある。

この提案は賦課年度 2024 から適用される。

Real Property Gains Tax

A low-angle, upward-looking photograph of several modern skyscrapers. The buildings are constructed with glass and steel, reflecting the sky. The sky transitions from a deep purple at the top to a clear blue at the bottom. The perspective creates a sense of height and architectural grandeur.

1 Self-assessment（自己申告）システムの導入

現在、納税者は RPGT（不動産利得税）申告書をマニュアル、もしくは My Tax ポータルを通じてオンラインで提出する。IRB は申告書を受理した後、課税通知もしくは非課税証明書を納税者に対して発行する。これについて、Self-Assessment システムの導入が提案されている。Self-assessment システムが導入された場合、RPGT の申告および課税の手続きは次のとおりとなる。

- (a) 不動産の処分者は、RPGT 申告書において税額を自身で計算する。
- (b) 提出された RPGT 申告書は DGIR による課税通知とみなされ申告書提出日に課税通知が送達されたものとみなす。
- (c) みなし課税は、RPGT 申告書提出期限から 6 ヶ月以内であれば、修正申告書を提出することで修正できる。ただし、修正は 1 回しか行うことができない。
- (d) 修正申告書には、以下の情報を記載しなければならない。
 - 追加の課税所得、および追加の税額
 - 誤って還付された税額
 - 追加税額の 10%に相当する金額
 - その他、DGIR により要求される事項
- (e) みなし課税による税額は、処分日から 60 日以内に納付しなければならない。
- (f) 修正申告によるみなし課税の税額は、修正申告書提出日までに納付しなければならない。
- (g) みなし課税が行われた賦課年度の最終日から 5 年以内であれば、納税者は税額の軽減を申請することができる。
- (h) DGIR は書面による通知により、納税者に対して全ての帳簿、申告書、銀行口座明細書、その他、税務調査目的で必要な書類の提出を要求できる。
- (i) みなし課税が行われた賦課年度の最終日から 7 年間、関連文書を保管しなければならない。

この提案は 2025 年 1 月 1 日から適用される。

2 RPC（不動産主体会社）株式の処分



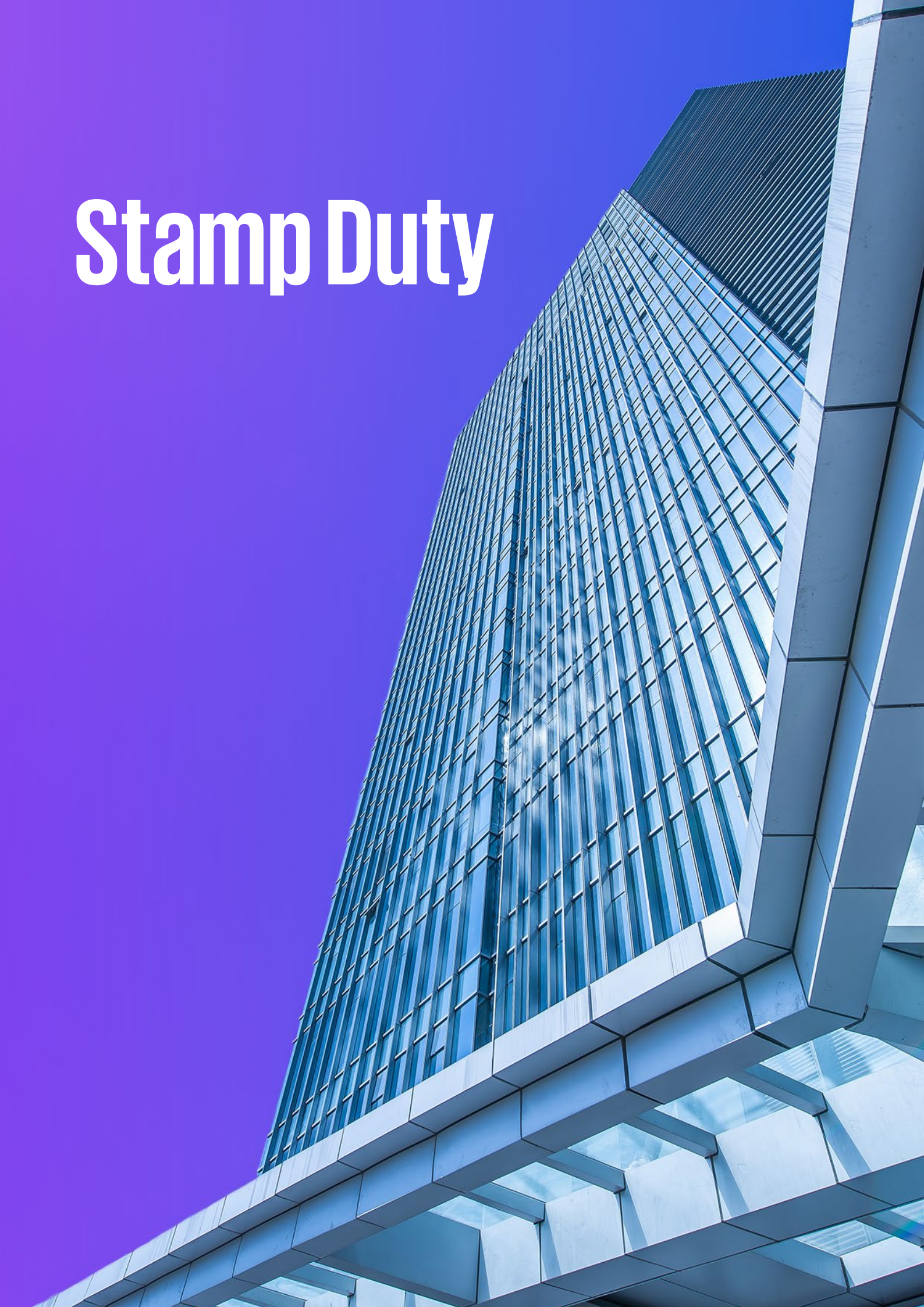
現在、RPC 株式の処分に対しては RPGT が課せられる。

今回、企業等による RPC 株式の処分益については RPGT の対象外とすることが提案されている。これは、非上場株式の処分に対するキャピタルゲイン課税の扱いと整合を図るものである。

ただし、ラバン税法に基づき事業を行うラバン法人については、RPC 株式の売却益は引き続き RPGT の対象となるので、注意が必要である。

この提案は 2024 年 1 月 1 日から適用される。

Stamp Duty



1 電子メールにより受信したマレーシア国外で執行された証書



現在、印紙税法第 42 条第 2 項では、マレーシア国内の事項に関してマレーシア国外で執行され、押印のために持ち込まれた証書は、受領日を以下の方法で確認する必要があると規定している。

- 証書が受領された封筒
- 添付された書面
- Statutory declaration

新しい第 42 条(2A)は、マレーシア国外で執行され電子送信により受領された証書は、最初に電子メールを受領した時点で、マレーシアで受理されたものとみなすと規定している。この点に関して、証書は電子メールの最初の受信から

30 日以内に押印されなければならない。受信の日付は、電子送信のコピーまたはプリントアウトの提出によって検証されるものとする。

この提案は 2024 年 1 月 1 日から適用される。

2 外貨建てのローン契約、Shariah-compliant financing の印紙税

現在、印紙税法 First Schedule 第 27(a)(ii)項により、外貨建ての従来型ローン契約および Shariah-compliant financing について、融資額 1,000 リンギットにつき 5 リンギットの印紙税が課される。ただし、印紙税の総額は最大 RM2,000 までに制限されている。

当該 RM2,000 の上限を撤廃することが提案されている。

この提案は 2024 年 1 月 1 日以降に執行される金融商品から適用される。

3 外資系企業および非マレーシア国民である個人による不動産所有権移転証書に対する印紙税

現在、外資系企業および非マレーシア国民である個人はマレーシアで不動産を所有することが許されており、不動産所有権の譲渡にはマレーシア企業および国民と同じ従価税の印紙税率が以下のように適用される。

譲渡価格/ 市場価値 (いずれか高い方)	印紙税率
First RM100,000	1%
RM100,001 to RM500,000	2%
RM500,001 to RM1,000,000	3%
RM1,000,001 and above	4%

外資系企業および非マレーシア国民である個人（マレーシア永住権保持者を除く）がマレーシア国内の不動産に関連して行う不動産所有権の移転に対して、一律 4%の印紙税を課すことが提案されている。この提案は、印紙税法の First Schedule に新たな項目 32(aa)を設ける形となる。

この提案は 2024 年 1 月 1 日以降に実行される不動産所有権移転証書から適用される。

Personal Tax



Income Tax

1 所得控除の適用拡大

以下の所得控除について、適用の拡大が提案されている。

所得控除項目	控除限度額 (現状) RM	控除限度額 (提案) RM	提案内容
両親の医療費、介護費等	8,000		以下の費用も対象に含む。 <ul style="list-style-type: none"> 歯科治療 人間ドック (RM1,000 を上限) (賦課年度 2024 より適用)
本人、配偶者、子女の医療費	10,000		RM1,000 を上限として、 Malaysian Dental Council に 登録された治療者による歯科検 診、歯科治療も対象に含む。(賦 課年度 2024 より適用)
(a) 重病治療	[(c)および (d)、各々 RM1,000 を上限]		
(b) 不妊治療			
(c) 予防接種			
(d) 健康診断、COVID-19 テスト/テスト キット購入費、メンタルヘルス診断			
(e) 学習障害の診断、早期介入プログラム、リ ハビリテーション			
本人、配偶者、子女のライフスタイル	2,500		National Skills Development Act 2006 に基づく、技能向上等 以外のコースへの参加費も対象に 含む。 スポーツ用品、ジム会費は対象外 とする。 (賦課年度 2024 より適用)
<ul style="list-style-type: none"> 書籍、雑誌、新聞等の購読費 パソコン、スマートフォン、タブレットの購入費 Sports Development Act 1997 に定め られるスポーツ用品の購入費やスポーツ活動 費、およびジム会費 インターネット利用料 			
以下のライフスタイルについては、追加控除が認められる	500	1,000	控除限度額が RM500 増額する とともに、ジム会費等も対象に含 む。 (賦課年度 2024 より適用)
<ul style="list-style-type: none"> Sports Development Act 1997 に定め られるスポーツ用品の購入費 スポーツ施設のレンタル料、使用料 Sports Development Act 1997 に基づ くスポーツ大会への参加費 			

2 所得控除期間の延長

以下の所得控除について、適用期間の延長が提案されている。

所得控除項目	控除限度額 (現状) RM	所得控除期間 (現状)	所得控除期間 (提案)
National Skills Development Act 2006 に基づく技能向上等の教育費	2,000	賦課年度 2023 まで	賦課年度 2026 まで 延長
納税者が所有するビジネス目的以外の電気自動車 の充電設備にかかる導入費用、レンタル費用 など	2,500	賦課年度 2023 まで	賦課年度 2027 まで 延長

Capital Gains Tax



1 あらゆる種類の capital assets (資本資産) の処分に対する課税

現在、マレーシアには RPGT (不動産利得税) を除き、キャピタルゲインに課税する仕組みは無い。RPGT は、マレーシアに所在する不動産または RPC (不動産主体会社) の株式の処分から生じる利益に対してのみ適用され、0%~30%の所定の税率が適用される。

しかし、Finance Bill (No.2) 2023 で提案されているように、マレーシアは 2024 年 1 月 1 日から、企業、LLP、協同組合、信託団体による Capital Asset、すなわち権利や権益を含む動産・不動産を処分することから生じるキャピタルゲインに対する課税を導入する。

あらゆる種類の資産に係るキャピタルゲインは、理論上、所得税法における課税対象とされるが、所得税法の条文において、マレーシア国内に所在するすべての Capital Asset の譲渡益については課税が免除されていた。今回の提案により、マレーシアに設立された非上場の会社の株式の処分、およびマレーシアの不動産または株式、あるいはその両方を所有するマレーシア国外の会社の株式の処分について、原則としてこの免税措置が適用されなくなる。

マレーシア国内に所在する資産の売却益に対する免税措置があるにもかかわらず、国外源泉の Capital Asset (すなわちマレーシア国外に所在する資産) の売却益に対する課税はあいまいなままである。

これは、所得税法第 3 条に基づき、国外源泉所得はマレーシアに送金／受領された時点で課税されるのに対し、新たに導入された所得税法第 77A 条(1B)ではキャピタルゲイン税申告は Capital Asset の処分日から 60 日以内に行わなければならない、また改正された第 103 条(12)(aa)ではキャピタルゲイン税の納付期限は資産の処分日から 60 日以内とされているためである。

このようなキャピタルゲインに対する課税時期 (マレーシアでの送金／受領時、または処分日から 60 日以内) について、さらなる明確化が行われるかどうかは、今後の動向を見守る必要がある。

さらに、租税条約は国内法よりも優先されるため、マレーシアが当該キャピタルゲインに対する課税権を有するかどうかを確認するために、関連する租税条約がある場合には、納税者はそれを検討する必要がある。同じ利益がマレーシアと外国の両方で課税される場合、二重課税を排除／最小化するために、租税条約に基づく二国間軽減措置、または国内法に基づく軽減措置 (利用可能な租税条約がない場合、または限定的な租税条約にそのような軽減条項が含まれていない場合) として当該所得に対して税額控除を行うことができる。

この税が個人に適用されるかどうかは以前から不透明であった。この新しいキャピタルゲイン課税制度は、外国資産の処分から生じるキャピタルゲインを含め、会社およびその他の法人にのみ適用されることが、法案から明らかになった。従って、個人納税者は、マレーシア資産と外国資産の両方に対するキャピタルゲイン税を引き続き免除される。

法案から欠落している重要な点は、2024 年予算案発表で言及された新規株式公開、グループ再編、ベンチャーキャピタル会社に対する適用除外についての言及が一切なかったことである。これらが後日発表されるかどうかは不明である。

2023 年 11 月 7 日に発表された法案で明らかになった、この新しいキャピタルゲイン課税制度の詳細は以下の通り

項目	法案	変更提案の概要
Capital assets の定義	Section 2(1)(a) of the ITA	権利、権益を含む動産及び不動産
Capital assets の種類	Section 65C and Section 15C of the ITA	<p>マレーシアで設立された会社の株式を含む Capital asset（マレーシア国内およびマレーシア国外に所在するもの）</p> <p>マレーシア国外で設立された被支配会社が 75%基準を満たす場合のその被支配会社の株式。被支配会社がマレーシアの不動産または他の被支配会社の株式またはその両方を所有している場合、上記株式の処分はマレーシアに由来するものとみなされる。</p> <p>被支配会社の株式取得日において、75%基準を満たす場合とは</p> <p>(a) 被支配会社が所有する権利・権益を含むマレーシア国内に所在する不動産の価値が、その有形資産総額の 75%以上である場合</p> <p>(b) 被支配会社が所有する他の被支配会社の株式の価値が、被支配会社の有形資産総額の 75%以上である場合 ただし、マレーシア国内に所在する不動産（他の被支配会社が所有する権利または持分を含む）の価値が、その会社の有形資産総額の 75%以上であることを条件とする</p> <p>(c) 被支配会社が所有するマレーシア国内に所在する不動産および上記 a、b に記載された他の被支配会社の株式の価値が、その有形資産総額の 75%以上である場合</p> <p>上記の文脈で、「株式」には以下のものが含まれる</p> <ul style="list-style-type: none"> • 株式 • 貸付株式及び債券 • 株式によって制限されていない会社持ち分 • 株式に関するオプションや権利
処分の定義	Section 65C and Section 65F(6)(a) of the ITA	<ul style="list-style-type: none"> • 売却、譲渡、移転（合意によるか法律によるかを問わない）。減資や自己株式の購入も含まれる。 • 取得または保有する Capital asset が trading stock に組み込まれている場合、Capital asset の処分とみなされる。
納税者	Section 65D of the ITA	<ul style="list-style-type: none"> • 企業（外国企業を含む） • LLP（外国 LLP を含む） • 協同組合（外国協同組合を含む） • 信託団体（外国信託団体を含む）

項目	法案	変更提案の概要
税率	Part XXI of Schedule 1 of the ITA	<ul style="list-style-type: none"> 2024年1月1日より前に取得したマレーシアに所在する Capital asset 納税者は以下のいずれかを選択できる (a) capital asset の処分による利益の 10% (b) capital asset の処分価格の 2% 2024年1月1日以降に取得したマレーシアに所在する Capital asset Capital asset の処分による利益の 10% マレーシアに所在する資産以外の Capital asset 会社、LLP、信託団体または協同組合に対する現行の所得税率で、Schedule 1 の Part I または IV に規定されている。
処分及び取得の日付	Section 65F of the ITA	<p>日付は以下のように決定される</p> <ul style="list-style-type: none"> 書面による合意がある場合は合意日、もしくは、 書面による合意がない場合は、Capital asset の処分が完了した日 <p>処分が完了した日とは、以下のいずれか早い方</p> <ul style="list-style-type: none"> Capital asset の所有権が譲渡された日、または譲渡されたとみなされた日、もしくは、 譲渡対価の全額を処分者が受領した日 <p>また、処分の合意が条件付きであり、条件が満たされている場合、以下の場合を除き、合意日が、取得日および処分日とみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府または州政府の承認が必要な場合は、処分日はその承認日とする 政府または州政府による承認が条件付きである場合、処分の日付は、そのような条件のうち最後の条件が満たされた日付とする。 <p>Trading stock に組み込まれた Capital asset の処分日は以下のように決定される。</p> <p>Capital asset が trading stock に組み込まれた日</p>
基準期間	Section 6(1)(q) of the ITA	<ul style="list-style-type: none"> 処分が行われた賦課年度 申告は処分取引ごとに行わなければならない。
報告期限	Section 77A(1B) of the ITA	Capital asset を処分した日から 60 日以内に e-Filing で所定のフォームを提出する

項目	法案	変更提案の概要
納付期限	Section 103(12)(aa) of the ITA	Capital asset を処分した日から 60 日以内
利益の算出方法	Section 65E of the ITA	<p>調整後利益／（損失）の算出方法は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> • Capital asset の処分に対する金銭または貨幣価値による対価の金額または価値 • 控除: 許容される費用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ Capital asset の価値を向上または保全する目的で発生した支出 ➢ Capital asset に対する処分者の権利を確立、保全または防御するために発生した支出 ➢ 処分に付随する費用、すなわち専門家報酬、譲渡費用（印紙税を含む）、弁護士費用、広告宣伝費、仲介手数料および手数料 • 控除: Capital asset を取得するために支出した金銭相当の対価 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取得原価 ➢ 控除: <ul style="list-style-type: none"> ▪ Capital asset に対するあらゆる種類の損害または Capital asset の減価に対する補償 ▪ Capital asset に対する損害または資本資産の減価に対する保険契約に基づき受領した金額 ▪ 処分者に没収された保証金の金額
損失	Section 65E of the ITA	<ul style="list-style-type: none"> • キャピタル・ロスとは同一源泉（キャピタル・ゲイン）からのみ控除可能 • 未使用のキャピタル・ロスは 10 年間繰越可能
例外	Paragraph 38 of Schedule 6 of the ITA	<p>マレーシアに所在する Capital asset の処分から生じる利益については、以下の場合を除き、非課税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • マレーシアで設立され証券取引所に上場していない会社の株式の処分 • 第 15C 条に基づく株式の処分 <p>なお、2024 年予算案上程時に発表された以下の利益に対する免除既定は、Finance Bill(No.2)2023 では特に言及されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ マレーシア証券取引所が承認した新規株式公開における株式の処分 ➢ グループ内再編の一環として行われる株式の処分 ➢ ベンチャーキャピタル企業による株式の処分
適用日	Section 65D of the ITA	<ul style="list-style-type: none"> • 2024 年 1 月 1 日から

2 キャピタルゲイン課税が信託団体に与える影響

現在、所得税法第 61 条(1)(b)は、投資信託による投資の実現による利益はマレーシアでは課税されないと規定している。

このような利益は、以下の例外を除き、新たに導入された第 4(aa)条の所得に該当することが提案されている。

- 不動産利得税法で定義されている不動産に関連する利益
- マレーシアに所在する Capital asset の処分による利益。ただし、マレーシアで設立された会社の非上場株式および新 15C 条に基づく株式の処分は除く（上記コメント参照）

今後、投資信託の運用会社は、キャピタルゲイン税の申告のために、投資の実現から得た利益を適切に記録しておく必要がある。また、純損益に対する影響の再評価や、投資信託の目論見書やインフォメーション・メモランダムに最新の法令を反映させるといった対応が必要となる。

この提案は 2024 年 1 月 1 日から適用される。

3 見積税額申告義務の不適用

現在、すべての会社、LLP、信託団体、協同組合は、賦課年度毎に DGIR に対し見積税額を申告する必要がある。

この見積税額の申告義務は、キャピタルゲイン税の対象となる Capital asset の処分による利得には適用されないことが提案されている。

この提案は 2024 年 1 月 1 日から適用される。

Global Minimum Tax



1 DTT（国内トップアップ税）および MTT（多国籍トップアップ税）に関する規定の導入

DTT と MTT を所得税法／ラブアン税法／石油税法に導入することが提案されている。DTT と MTT は、その範囲、実効税率とトップアップ税の計算、Substance Based Income Exclusion（実質的活動に基づく所得のカーブアウト）、De Minimis Exclusion（少額除外基準）の選択などをカバーし、GloBE ルールとほぼ一致している。主なポイントは以下の通りである。

適用範囲

直前 4 会計年度のうち少なくとも 2 会計年度において年間売上高が 750 百万ユーロ以上の多国籍企業の構成員である事業体

最低税率

適用対象の多国籍企業は、事業を行っている各法域の実効税率を計算する必要がある。法域の実効税率が 15%未満の場合、トップアップ税が課される。

MTT

MTT と呼ばれる所得税は、ある法域の実効税率が 15%未満の場合、マレーシアに所在する最終親事業体に課される。

DTT

DTT と呼ばれる所得税は、マレーシアにおける実効税率が 15%未満の場合、マレーシアに所在する構成事業体に課される。

DTT は MTT とほぼ同じ原則に基づいて計算される。

トップアップ税額の配分

構成事業体の MTT は、GloBE 所得を有する法域の各構成事業体について、以下の算式に従って決定されるものとする

$$A \times B / C$$

（内容）

A : MTT または DTT に基づいて計算された法域のトップアップ税

B : 構成事業体の GloBE 所得

C : GloBE 所得を有するすべての構成事業体の GloBE 所得の合計

セーフハーバー

構成事業体は、GloBE 実施フレームワークに規定され、当該会計年度に適用される条件に従い、法域内の構成事業体が GloBE セーフハーバーの資格を有する場合、当該会計年度の MTT をゼロとみなすセーフハーバーの適用を選択することができる。

MTTとDTTの適用日

MTT および DTT は、2025 年 1 月 1 日以降開始会計年度から適用することが提案されている。

情報申告書/トップアップ税申告書

多国籍企業グループの各構成事業体は、自己申告ベースで、報告会計年度末から 15 ヶ月以内に、所定の書式による情報申告書およびトップアップ税申告書を電子媒体または電子送信により提出する必要がある。

MTT または DTT の納付期限は、報告会計年度末から 15 ヶ月目の末日までである。

違反と罰則

関連する申告書の提出の遅延および提出要件に違反した場合の罰則は以下の通り

期日までに MTT または DTT を納付しなかった場合

- 期日までに支払われなかった金額に対して 10%の遅延損害金

情報申告書/トップアップ税申告書の不提出

- RM20,000 から RM100,000 の罰金、または 6 か月以下の禁固もしくはその両方

誤った情報申告書

- RM20,000 から RM100,000 の罰金、または 6 か月以下の禁固もしくはその両方

誤ったトップアップ税申告書

- RM20,000 から RM100,000 の罰金および過少申告税額の 100%ないし 200%に相当するペナルティ

上記のリストはすべてを網羅しているわけではない。

記録の保存

関連する文書は、当該報告会計年度末から 7 年間保存する必要がある。

e-Invoicing



1 E-Invoicing の導入に関する法改正案

マレーシアは、デジタル革命という世界的な潮流に沿い、マレーシアの税制を新たな節目に向けて推進することを目的とした電子インボイスの完全導入に向けて、大改革の準備を進めている。

所得税法、石油税法、ラプアン税法の改正案は、電子インボイス導入の先陣を切るべく、Finance Bill (No.2) 2023 に盛り込まれた。これには、「電子インボイス」の定義、領収書／電子インボイスの発行義務、DGIR が定める条件に従って電子インボイスを発行しなかった場合の罰則、電子インボイスに関連する機密資料へのアクセスや開示などが含まれる。

各税法の変更案の概要は以下の通り。

項目	法案	変更提案の概要
“Electronic invoice” の定義	Section 2(1) of the ITA Section 2(1) of the PITA and LBATA	“Electronic invoice” とは、第 82 条 C 項に規定されるとおり、販売された商品または提供された役務に関して、DGIR が承認した請求書または文書をいう。
領収書の発行義務	Subsection 82(2A) of the ITA Subsection 82(2B) of the ITA	<ul style="list-style-type: none"> 現行法第 82 条(1)(b)では、商品の販売で 150,000 リンギットを超える売上、または役務の提供で 100,000 リンギットを超える売上を計上した事業者は、取引ごとに通し番号の印刷された領収書を発行しなければならない、発行した領収書の複製を保管することが義務付けられている。 第 82 条(2A)の導入により、電子請求書を発行する場合、上記第 82 条(1)(b)に基づく領収書の発行は免除される。 DGIR への提出のために連結取引請求書が必要な場合は、販売した商品または提供した役務に関して賦課年度で受領した金額ごとに、印刷された領収書を発行するものとする。
電子インボイスの発行義務	Section 82C of the ITA Section 34B of the PITA Section 22DA of the LBATA	<ul style="list-style-type: none"> 電子インボイスは、その賦課年度において販売された商品または提供されたサービスに関して、取引ごとに発行され、電子的に DGIR に送信され、DGIR によって検証されなければならない。 財務大臣は、電子インボイスを発行すべき者、および電子インボイスに記載すべき事項を規定する。 電子インボイスの発行条件および仕様は、DGIR が発行するガイドラインに基づき決定する。

項目	法案	変更提案の概要
電子インボイスの発行義務 (続き)	Section 82C of the ITA Section 34B of the PITA Section 22DA of the LBATA	<ul style="list-style-type: none"> 法律に基づきインボイスを発行する必要がある場合、要求されるその他の明細を含めて発行された電子インボイスは、当該法律に基づき発行されたインボイスと解釈されるものとする。ただし、電子インボイスの明細が、他の成文法の要件と矛盾する場合、電子インボイスは所得税法、石油税法、ラブアン税法の目的においてのみ有効であり、執行可能とする。 DGIR は、発生した誤りや不作為によって被った損失や損害について責任を負わないものとする、ただし、かかる誤謬または不作為が、善意かつ通常の職務遂行の過程でなされたものであるか、または電子インボイスの発行に使用されたサービスもしくは機器の欠陥もしくはは故障の結果として生じたものであることを条件とする。 DGIR が定める条件に従い、販売された商品を取得し、または提供されたサービスを楽しむ特定の者は、self-billed 電子請求書を発行するものとする。 DGIR は、取引件数を集約して consolidated transaction invoice(集約取引インボイス)を発行する者を決定する。当該事業者は、DGIR が決定する条件に従い、当該請求書を所定の期間内に DGIR に送信することにより、当該事業者が発行した電子インボイスとみなす。 電子インボイスのエラーまたは誤りは、間違った電子インボイスの発行日から 3 日以内に、代わりの電子インボイスを発行することによって是正することができる。 Credit Note や Debit Note を発行する場合、当該賦課年度の課税対象利益を算出するに際し適切な調整を行わなければならない。 賦課年度において販売された商品または提供されたサービスに関しては、電子インボイスに追加事項を記載することができる。 2010 年個人情報保護法の規定は、DGIR に発行または送信される電子インボイスのために処理される個人情報には適用されないものとする。

項目	法案	変更提案の概要
電子インボイスの発行漏れ	Subsection 120(1) of the ITA Section 57B of the PITA Section 22EA of the LBATA	<p>合理的な理由なく以下の行為を行った場合、その者は犯罪を犯したものとみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売された商品または提供されたサービスに関して、各取引ごとに電子インボイス請求書を発行しない場合 DGIR が課す条件に従い、販売した商品の取得または提供されたサービスの享受について、self-billed 電子インボイスを発行しない場合 DGIR が定める条件に従い、指定された期間内に Consolidated transaction invoice を発行せず、DGIR に送信しなかった場合 <p>有罪判決を受けた場合、その者は RM200 から RM20,000 の罰金、または 6 か月以下の禁固刑、もしくはその両方が科される。</p>
税関への電子インボイス情報の開示	Subsection 138(4)(aa) of the ITA Subsection 71(4)(aa) of the PITA Subsection 22A(1)(aa) of the LBATA	<p>税関長（またはその指示および管理下にあるオフィサー）に対し、その職務の行使に必要な場合に限り、電子インボイスに関する機密資料の作成または開示およびその使用が許可されるものとする。</p>
機密保持者が機密として扱うべき資料	Subsection 138(5)(e) of the ITA Subsection 71(5)(e) of the PITA	<p>現行の 所得税法 138 条第 1 項および石油税法 71 条第 1 項に基づき、すべての機密取扱者は、機密文書を部外秘とみなし、取り扱うものとする。当該「機密取扱者」の定義が拡大され、理由の如何を問わず、電子インボイス上の情報にアクセスできる全ての者が含まれる。</p>

この提案は 2024 年 1 月 1 日から適用される。

しかし、IRB が発行した 2023 年 10 月 28 日付の e-Invoice Guideline によると、最初の適用となる年間売上高が 100 百万リンギットを超える納税者に対する強制適用日は、2024 年 8 月 1 日である。IRB が実施日についてさらなる明確化を行うかどうかは未定である。

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +604 238 2288
Fax: +604 238 2222
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +6082 268 308
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +6085 321 912
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +6088 363 020
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +607 266 2213
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +603 7721 3388
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.



www.kpmg.com.my/Tax

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.